## 工事等検査要領

昭和56年4月1日施行 平成18年4月1日改正 昭和59年4月1日改正 平成20年4月1日改正 平成5年4月1日改正 平成31年4月1日改正 平成11年4月1日改正 平成11年4月1日改正 平成16年4月1日改正 平成16年4月1日改正 中成16年4月1日改正 中成16年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、安城市の発注する工事等の検査について、別に定めるものの ほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領における用語の意義は、安城市契約規則(昭和41年安城市規則 第10号。以下「契約規則」という。)に定めるもののほか、次に定めるところ による。
- (1) 工事 請負工事をいう。
- (2)設計業務 詳細設計及び実施設計業務をいう。
- (3)測量等業務 測量、調査、計画、補償及び監理業務並びに予備設計及び基本 設計業務をいう。
- (4)その他の契約 工事的修繕及び一般委託をいう。
- (5)工事等 工事、設計業務、測量等業務及びその他の契約をいう。
- (6)工事等担当課 工事等の施行を担当する課等をいう。
- (7)工事等担当課長 工事等担当課の長をいう。

(検査の種類)

- 第3条 検査の種類は、次のとおりとする。
- (1)完了検査 次に掲げるときに行う検査をいう。
  - ア 丁事等が完了したとき。
  - イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事等が完了したとき。
- (2)出来形検査 次に掲げるときに工事等の既済部分について行う検査及び確認 をいう。
  - ア 部分払又は部分使用をしようとするとき。
  - イ 履行遅滞の場合において継続施行を承諾しようとするとき。
  - ウ 契約を解除しようとするとき。
- (3)中間検査 次に掲げるときに行う検査をいう。
  - ア 工事の適切な技術的施工を確保するため必要なとき。

- イ 完成後には確認し難い部分など、監督員が重要なものと認める段階確認を行うとき。
- (4)修補補正完了検査 工事等の修補補正が完了したときに行う検査をいう。 (検査担当課)
- 第4条 工事等の検査を担当する課は、次のとおりとする。
- (1)次に掲げる工事等の完了検査及び出来形検査 契約検査課
  - ア 契約金額が 130 万円を超える工事(次号エから力まで及び3号に該当するものを除く。)
  - イ 契約金額が300万円を超える設計業務
- (2)次に掲げる工事等の完了検査及び出来形検査 工事等担当課
  - ア 契約金額が130万円以下の工事
  - イ 契約金額が300万円以下の設計業務
  - ウ 測量等業務及びその他の契約
  - エ しゅんせつ工事、清掃工事及び樹木せん定工事並びにこれらに類する工事
  - オ 契約金額が300万円以下の給水申込みに伴う水道管布設工事
  - カ 契約金額が300万円以下の排水設備確認申請に伴う下水道支管延長工事
- (3)部分使用にかかる出来形の確認 工事等担当課
- (4)中間検査 工事等担当課

(検査員)

- 第4条の2 契約検査課が担当する検査の検査員は、次のとおりとする。
- (1)契約金額が8,000万円を超える工事及び設計業務の完了検査及び出来形 検査 課長
- (2)前号以外の工事及び設計業務の完了検査及び出来形検査 主幹、課長補佐又 は検査係職員
- 2 工事等担当課が担当する検査の検査員は、次のとおりとする。
- (1)契約金額が130万円を超える工事等の完了検査及び出来形検査 課長
- (2)前号以外の工事等の完了検査、出来形検査及び中間検査 係長 (検査員の任命)
- 第5条 検査員は、市長が検査員任命(通知)書(様式第1)により任命するものとする。
- 2 契約検査課が担当する検査については、特別な技術若しくは専門的知識を必要 とするとき又は多数の検査の実施が重なるときは、前条第1項各号に掲げる者以

外の者を検査員に任命することができる。

- 3 検査員の任期は、それぞれの職の任期とする。
  - (検査の時期)
- 第6条 完了検査は、契約規則第51条第4項の規定に基づき、次に掲げる期間内 に行うものとする。
- (1)工事の完了検査 完了届を受理した日から14日以内
- (2)設計業務、測量等業務及びその他の契約の完了検査 完了届を受理した日か ら10日以内
- 2 出来形検査及び中間検査は、遅滞なく行うものとする。

(検査の依頼)

- 第7条 工事等担当課長は、第4条第1号及び第10条第3項に規定する検査及び立会いを必要とするときは、工事等検査依頼書(様式第1の2)に工事及び設計業務に係る関係書類を添えて、契約検査課長に提出するものとする。
- 2 検査の依頼は、検査を希望する日の5日前までに行うものとする。 (検査実施の通知)
- 第8条 契約検査課長は、前条に規定する検査の依頼を受けたときは、速やかに日時及び検査員氏名を工事等担当課長に通知するものとする。

(検査の準備)

- 第9条 工事等担当課長は、前条の通知があったときは、次に掲げる事項について 措置するものとする。
- (1)監督員及び契約者に対する検査実施の連絡
- (2)検査に必要な関係書類の整備、検査用具の準備等 (検査の立会い)
- 第10条 工事等の検査は、契約者及び安城市工事請負契約約款第10条(測量設計等委託契約に基づく工事等にあっては安城市測量設計等委託契約約款第10条 及び第11条、委託契約に基づく工事等にあっては安城市委託契約約款第10条 及び第11条)に規定する技術者等の立会いのもとに行うものとする。
- 2 契約検査課が担当する検査にあっては、前項に規定する者のほか、工事等担当 課長又は担当係長及び監督員の立会いのもとに行うものとする。
- 3 工事等担当課が担当する検査及び確認にあって工事等担当課長が特に重要と認める工事等に係るものについては、契約検査課職員の立会いのもとに行うものとする。

(検査の実施)

- 第11条 工事の検査は、原則として、工事の現地において設計図書等と対比し、 その位置、形状、寸法等の相違及び品質、性能その他必要な事項について確認す るものとする。
- 2 外部から確認し難い部分の検査は、工事記録、写真等により行うことができる。
- 3 検査員は、工事の検査において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊、分解、掘削又は試験をして検査することができる。この場合において、 検査後、契約者に期限を定めて当該部分の補修をさせるものとする。
- 4 設計業務、測量等業務及びその他の契約の検査は、契約図書に基づく必要な事項を確認するものとし、現地の確認が必要であると認める場合は、現地において 検査を行うものとする。
- 5 出来形検査(部分払をする場合に限る。)は、別表に掲げる基準により行うものとする。
- 6 検査員は、検査の記録を整備しておかなければならない。 (完了検査の報告)
- 第12条 検査員は、工事等の完了検査を行ったときは、工事等検査調書(様式第2)を作成して、契約担当者に報告するものとする。この場合において、給付に不完全な部分があると認めたときは、修補補正調書(様式第3)を併せて提出するものとする。

(出来形検査の報告)

第13条 検査員は、工事等の出来形検査を行ったときは、出来形検査調書(様式 第4)を作成して、契約担当者に報告するものとする。

(中間検査の報告)

第14条 検査員は、工事の中間検査を行ったときは、中間検査報告書(様式第5) を作成して、工事等担当課長に報告するものとする。

第15条 削除

(修補補正の命令)

- 第16条 契約担当者は、検査員から工事等の修補補正調書が提出されたときは、 修補補正通知書(様式第7)により、契約者に修補補正を命じるものとする。
- 2 契約担当者は、修補補正を要する部分の内容が軽易であると認めたときは、前項の規定にかかわらず、検査員をして口頭により契約者に修補補正を指示させることができる。

(修補補正完了届)

第17条 契約者は、修補補正が完了したときは、修補補正完了届(様式第8)により、契約担当者に報告するものとする。ただし、前条第2項の規定による指示に基づき修補補正をしたときは、この限りでない。

(修補補正完了検査)

- 第18条 修補補正に係る検査は、完了検査を行った検査員が行うものとする。
- 2 修補補正に係る検査は、工事記録、工事写真等でその内容を確認することにより行うことができる。
- 3 検査員は、修補補正に係る検査が完了したときは、修補補正完了検査調書(様式第9)を作成して、契約担当者に報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定による指示に基づき修補補正をしたときは、この限りでない。

(臨機の措置)

第19条 検査員は、検査に当たり、事態が重大で、かつ、処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

(検査の中止)

- 第20条 検査員は、検査に当たり契約者及び安城市工事請負契約約款第10条 (測量設計等委託契約に基づく工事等にあっては安城市測量設計等委託契約約款 第10条及び第11条、委託契約に基づく工事等にあっては安城市委託契約約款 第10条及び第11条)に規定する技術者等が次の各号のいずれかに該当すると きは、検査を中止することができる。
- (1)検査の立会いを拒んだとき。
- (2)検査員の職務の執行を妨げたとき又はその指示に従わないとき。

(工事成績の評定)

第21条 契約検査課は、担当する完了検査を行ったときは、その成績について工事成績評定要領(昭和54年4月1日施行)により評定するものとする。

(検査結果の通知)

- 第22条 契約担当者は、完了検査にあっては検査結果通知書(様式第10)、修補補正完了検査にあっては修補補正検査結果通知書(様式第12)によりその結果並びに工事目的物及び業務成果の引渡し時期を契約者に通知するものとする。
- 2 出来形検査にあっては、その結果並びに契約代金相当額、既済部分代金又は未履行部分相当額を出来形検査結果通知書(様式第11)により契約者に通知する

ものとする。ただし、部分使用にかかる出来形の確認については、出来形検査結果通知書に代えて、部分使用通知書(事務取扱要領様式第21)により使用開始 日及び使用範囲を契約者に通知するものとする。

(外部検査等との関係)

第23条 国及び県の行う検査等については、工事等担当課で受けるものとする。 (委任)

第24条 この要領に定めるもののほか、検査について必要な事項は、市長が別に 定めるものとする。

附 則

この要領は昭和56年4月1日から施行する。 附 則

この要領は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成11年4月1日から施行する。 附 則

この要領は平成14年4月1日から施行する。 附 則

この要領は平成16年4月1日から施行する。 附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。 附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。 附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。 附 則

この要領は平成31年5月10日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年1月1日から施行する。